

令和7年第1回港区議会定例会 提出予定案件

港 区

令和7年第1回港区議会定例会提出予定案件一覧

議案39件

| | | |
|--------|---|----|
| 議案第 2号 | 港区長の在任期間に関する条例（新規） | 1 |
| 議案第 3号 | 港区長の退職手当の特例に関する条例（新規） | 2 |
| 議案第 4号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 | 3 |
| 議案第 5号 | 港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 議案第 6号 | 港区職員定数条例の一部を改正する条例 | 5 |
| 議案第 7号 | 港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例 | 6 |
| 議案第 8号 | 港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 7 |
| 議案第 9号 | 港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 | 8 |
| 議案第10号 | 港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例 | 9 |
| 議案第11号 | 港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 10 |
| 議案第12号 | 港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 議案第13号 | 港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 議案第14号 | 港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例 | 14 |
| 議案第15号 | 港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 | 15 |
| 議案第16号 | 港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例 | 16 |
| 議案第17号 | 港区地域優良賃貸住宅条例（新規） | 17 |
| 議案第18号 | 港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例 | 18 |
| 議案第19号 | 港区立住宅条例の一部を改正する条例 | 19 |
| 議案第20号 | 港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例 | 20 |
| 議案第21号 | 港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例 | 21 |
| 議案第22号 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例 | 22 |
| 議案第23号 | 港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 23 |
| 議案第24号 | 港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 24 |

| | | |
|--------|---------------------------------------|----|
| 議案第25号 | 港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規） | 25 |
| 議案第26号 | 港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例 | 26 |
| 議案第27号 | 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 | 27 |
| 議案第28号 | 港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止する条例 | 28 |
| 議案第29号 | 令和6年度港区一般会計補正予算（第8号） | 29 |
| 議案第30号 | 令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号） | 29 |
| 議案第31号 | 令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号） | 29 |
| 議案第32号 | 令和7年度港区一般会計予算 | 29 |
| 議案第33号 | 令和7年度港区国民健康保険事業会計予算 | 29 |
| 議案第34号 | 令和7年度港区後期高齢者医療会計予算 | 29 |
| 議案第35号 | 令和7年度港区介護保険会計予算 | 29 |
| 議案第36号 | 工事請負契約の承認について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事） | 30 |
| 議案第37号 | 工事請負契約の承認について（港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事） | 31 |
| 議案第38号 | 工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事） | 32 |
| 議案第39号 | 工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事） | 33 |
| 議案第40号 | 指定管理者の指定について（港区立みなと芸術センター） | 34 |

追加議案9件

| | |
|---------------------|----|
| 港区教育委員会委員の任命の同意について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 35 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 36 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 36 |
| 人権擁護委員候補者の推薦について | 36 |

(参考)

| 議 案 39件 | | |
|---------|-----|-------------------------------------|
| 条 例 | 27件 | 内訳 新規制定 4件 一部改正 22件 廃 止 1件 |
| 予 算 | 7件 | 内訳 令和6年度補正予算 3件 令和7年度予算 4件 |
| その他 | 5件 | 内訳 工事請負契約の承認 4件 指定管理者の指定 1件 |

| 追加議案 9件 | | |
|------------|----|---|
| 人 事 案 件 | 9件 | 内訳 教育委員会委員の任命の同意 1件 人権擁護委員候補者の推薦 8件 |

令和7年第1回港区議会定例会提出予定案件（概要）

議案第2号

【総務部総務課】

港区長の在任期間に関する条例（新規）

本案は、現区長の在任期間の上限を定めるものです。

【条例の内容】

現区長に限り、区長の職に連続して3期を超えて在任しないものとします。

【施行期日】

公布の日

港区長の退職手当の特例に関する条例（新規）

本案は、現区長の退職手当を減額するものです。

【条例の内容】

現区長に限り、支給される退職手当の額を2割減額します。

※試算例：区長1期4年の退職手当（令和7年2月時点の給料月額から算定）

2,286万4,876円－457万2,975.2円（2割減額）

= 1,829万1,900円（減額後退職手当額（端数切捨て））

【施行期日】

公布の日

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

本案は、「刑法」の一部改正に伴い、関係条例の規定を改めるものです。

【法改正の背景】

刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これに代わるものとして、「拘禁刑」が創設されました。

【条例改正の内容】

各条例で引用している「懲役」又は「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【施行期日】

令和7年6月1日

【関連条例一覧】

| | |
|---|---------------------|
| 1 | 港区個人情報の保護に関する法律施行条例 |
| 2 | 港区職員の分限に関する条例 |
| 3 | 港区職員の給与に関する条例 |
| 4 | 港区プールの衛生管理に関する条例 |
| 5 | 港区幼稚園教育職員の給与に関する条例 |

※このほか、議案第12号（港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例）においても、本件と同様の内容を含む条例の一部改正を行います。

港区個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するほか、区における個人番号を利用することができる事務の追加等をするものです。

【条例改正の背景】

マイナンバーカードに係る機能をスマートフォンに搭載し、スマートフォンだけでマイナンバーカードと同様に本人確認ができる仕組みの創設等を内容とする法改正が行われました。また、行政手続の利便性を向上させるため、区における個人番号を利用する事務の追加等をするため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している法律の条項番号を変更します。
- ②区における個人番号を利用することができる事務に、出産費用助成に関する事務及び私立幼稚園等保育料補助に関する事務を追加します。
- ③児童育成手当の支給に関する事務等において利用することができる特定個人情報を追加します。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員定数条例の一部を改正する条例

本案は、行政需要の増加等及び学校用務業務の委託の取組結果を踏まえ、職員の定数を改定するものです。

【条例改正の背景】

今後の人口増や行政需要の増加に対応するとともに、より柔軟で即応的な配置を可能とするため、区長の事務部局、教育委員会の事務部局等の職員定数^{*}を増員します。

また、順次進めている学校用務業務の委託化の取組結果を踏まえ、学校の事務部局の職員定数を減員するため、条例を改正します。

※職員定数とは、臨時又は非常勤の職を除いた職員の任用できる上限をいいます。

【条例改正の内容】

職員の定数を次のとおり改定します。

| 区 分 | 現 行 | 改正案 | 増 減 |
|-------------------|---------|---------|-------|
| 区長の事務部局の職員 | 1, 855人 | 2, 063人 | +208人 |
| 教育委員会の事務部局の職員 | 108人 | 122人 | +14人 |
| 教育委員会の所管に属する学校の職員 | 188人 | 165人 | -23人 |
| その他 | 29人 | 30人 | +1人 |
| 全 体 | 2, 180人 | 2, 380人 | +200人 |

【施行期日】

令和7年4月1日

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例

本案は、特別区人事委員会からの意見の申出を踏まえ、特定任期付職員採用制度を導入するものです。

【条例改正の背景】

行政需要の高度化やDX推進などの高まりに伴い、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を活用して遂行することが特に必要とされる業務について、特定任期付職員採用制度を導入するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

①条例の題名を変更します。

港区の一般職の任期付職員の採用に関する条例

→ 港区の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

②特定任期付職員^{*}の採用及び給与について定めます。

※特定任期付職員とは、一般任期付職員とは異なり、弁護士など行政内部での育成が困難な業務に従事させるために採用する者をいいます。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、変形労働時間制を導入するとともに、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

ワーク・ライフ・バランスの推進を目的として、公務の運営に支障がない範囲内において、職員の申告に基づく4週間を単位とする変形労働時間制[※]を導入します。また、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

※変形労働時間制においては、4週間を1つの単位期間として、職員の申告に基づき、4週間の勤務時間の合計が155時間となるよう時間を割り振って勤務することや、4週間につき2日以内で週休日を追加することを可能とします。

【条例改正の内容】

- ①管理職員及び特別に定める職員に限り、変形労働時間制による勤務を可能とします。
- ②満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ③小学校に就学している子を養育する職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ④職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ⑤その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、部分休業の承認範囲を子育て部分休暇の取得時間の範囲内とするものです。

【条例改正の背景】

子育て部分休暇を取得する職員に対する部分休業^{*}を承認できる時間について、育児時間又は介護時間の休暇を取得している場合の取扱いとの均衡を図るため、条例を改正します。

※部分休業とは、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が1日につき2時間を超えない範囲内において勤務時間の一部を勤務しないことができることをいいます。

【条例改正の内容】

部分休業を承認できる時間について、子育て部分休暇の取得時間数を減じた時間の範囲内とします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区長等の給料等に関する条例等の一部を改正する条例

本案は、「国家公務員等の旅費に関する法律」の一部改正等に伴い、区長等に支給する旅費の種類等を変更するものです。

【法改正の背景】

国家公務員等の旅費制度について、旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図るための規定を整備するなどの措置を講ずるため、国家公務員等の旅費に関する法律の改正等が行われました。

【条例改正の内容】

①区長等、区議会議員、行政委員会の委員等及び常勤の監査委員に支給する旅費の種類を変更します。

(現行) 鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、支度料及び旅行雑費
 (改正案) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

②教育長に支給する旅費の種類を改めます。

(現行) 港区職員の旅費に関する条例第6条に掲げるもの※
 ※鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、支度料、旅行雑費及び死亡手当
 (改正案) 鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び渡航雑費

③区長等に支給する旅費の額について、引用している法令を変更します。

国家公務員等の旅費に関する法律
 → 国家公務員等の旅費に関する法律施行令

④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

| | |
|---|-------------------------------------|
| 1 | 港区長等の給料等に関する条例 |
| 2 | 港区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 |
| 3 | 港区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 4 | 港区教育委員会教育長の給与等に関する条例 |
| 5 | 港区常勤の監査委員の給与等に関する条例 |

港区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

本案は、職員に支給する旅費の種類及び支給額等を改定するものです。

【条例改正の背景】

旅費の計算等に係る規定の簡素化及び支給対象の見直しや、国費の適正な支出を図ることとして改正された国家公務員等の旅費制度の内容を踏まえ、区の職員に支給する旅費について見直しを行います。

【条例改正の内容】

①旅費の種類及び支給額について、次のとおり改定します。

| 現 行 | | 改 正 案 | |
|---------|--------|-----------|--------|
| 種 類 | 支給額 | 種 類 | 支給額 |
| 鉄道賃 | 実費 | 鉄道賃 | 実費 |
| 船賃 | 実費 | 船賃 | 実費 |
| 航空賃 | 実費 | 航空賃 | 実費 |
| 車賃 | 一部定額 | その他の交通費 | 実費 |
| 日当 | 定額 | 宿泊手当 | 定額 |
| 宿泊料 | 上限付き実費 | 宿泊費 | 上限付き実費 |
| — | — | 包括宿泊費【新設】 | 実費 |
| 食卓料 | 定額 | 【廃止】 | — |
| 移転料 | 実費 | 転居費 | 実費 |
| 着後手当 | 定額 | 着後滞在費 | 上限付き実費 |
| 扶養親族移転料 | 定額 | 家族移転費 | 実費 |
| 旅行雑費 | 実費 | 渡航雑費 | 実費 |
| 支度料 | 定額 | 【廃止】 | — |
| 死亡手当 | 定額 | 死亡手当 | 定額 |

②1泊につき支給する宿泊費の上限額を、内国旅行の場合は1万9,000円、外国旅行の場合は5万9,000円とします。

③1泊につき支給する宿泊手当の上限額を、内国旅行の場合は2,400円、外国旅行の場合は5,400円とします。

④死亡手当の支給額を46万円から93万円に引き上げます。

⑤その他規定の整備

⑥以下の条例において引用している港区職員の旅費に関する条例に定める旅費の種類等を変更します。

| | |
|---|--|
| 1 | 港区非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 2 | 港区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 3 | 選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例 |
| 4 | 港区選挙管理委員会、議会及び監査委員に出頭する者並びに公聴会に参加する者等の費用弁償条例 |
| 5 | 港区建築審査会条例 |

【施行期日】

令和7年4月1日

港区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「雇用保険法」の一部改正に伴い就業促進手当に係る規定を改めるとともに、地域延長給付の期間を延長するほか、「刑法」の一部改正に伴い条例で引用している用語を改めるものです。

【法改正の背景】

支給実績や人手不足の状況等における各手当の在り方を踏まえて、就業促進手当^{※1}のうち就業手当^{※2}を廃止するとともに、令和7年3月31日までとする雇止めを受けた離職者に対する地域延長給付^{※3}の措置期間を2年間延長するなどの雇用保険法の改正が行われました。

また、刑法が改正され、懲役及び禁錮を廃止し、これに代わるものとして、「拘禁刑」が創設されました。

- ※1 就業促進手当とは、失業者の早期の再就職を促進することを目的として給付する手当をいいます。
- ※2 就業手当とは、就業促進手当のうち、安定した職業以外の職業に再就職した者に対して給付される手当をいいます。
- ※3 地域延長給付とは、解雇や労働契約が更新されなかったことなどによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、必要と認められた場合に所定の給付日数を超えて、基本手当の給付が原則60日間延長されることをいいます。

【条例改正の内容】

- ①就業手当に係る規定を削除します。
- ②地域延長給付の支給対象となる期間を2年間延長します。
- ③条例で引用している「禁錮」を「拘禁刑」に改めます。

【施行期日】

- ①及び②については令和7年4月1日、③については同年6月1日

港区街づくり推進事務手数料条例の一部を改正する条例

本案は、「建築基準法」及び「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」の一部改正に伴い、手数料の新設等をするものです。

【条例改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正が行われました。

また、省エネルギー基準への適合等に伴い、構造安全性の基準への適合を確実に担保するため、構造関係規定に関する審査が必要な建築物の対象範囲を拡大するなどの建築基準法の改正が行われました。

これら踏まえ、区が行う建築基準法に基づく確認申請等や建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく審査などの手数料を変更するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①500㎡以下の建築物に関する確認申請、完了検査等の手数料を引き上げます。
- ②低炭素建築物新築等計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ③確認申請等の審査の中で行う建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する仕様基準又は誘導仕様基準審査手数料を新設します。
- ④建築物エネルギー消費性能適合性判定等の手数料を引き上げるとともに、住宅及び小規模な非住宅等についての適合性判定手数料を新設します。
- ⑤建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請等の手数料を引き上げるとともに、建築物エネルギー消費性能適合性判定における評価方法に合わせて申請区分を変更します。
- ⑥建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料を廃止します。
- ⑦その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区道路占用料等徴収条例等の一部を改正する条例

本案は、固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料を改定するものです。

【条例改正の背景】

令和6年1月1日付けで固定資産税評価額が改定され、港区の固定資産税評価額の総地目平均は、令和3年から約6.5パーセントの上昇となりました。道路占用料等の額は、固定資産税評価額を算定基礎としており、改定された固定資産税評価額をもとに算定した新たな占用料を徴収するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

港区の固定資産税評価額の改定を踏まえ、道路占用料、公園占用料及び上下水道施設上部利用公園占用料をそれぞれ引き上げます。

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

| | |
|---|-------------------|
| 1 | 港区道路占用料等徴収条例 |
| 2 | 港区立公園条例 |
| 3 | 港区立上下水道施設上部利用公園条例 |

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

本案は、都市計画が変更された六本木・虎ノ門地区地区計画の区域内における建築物の制限を定めるものです。

【六本木・虎ノ門地区の街づくりの概要】

本地区は、桜田通りや麻布通りなどに囲まれた地区の中央に位置し、安全で住みよい、うるおいとやすらぎに満ちた都市空間を創出することを地区の目標としています。道路ネットワークや歩行者ネットワークの形成を図り、緑あふれる地域全体の魅力を活かしながら、国際交流拠点にふさわしい、誰もが快適に暮らせるまちづくりが進められています。

【条例改正の内容】

- ・地区整備計画の区域について、条例で引用している東京都告示番号を変更します。
- ・計画地区に新たに「D街区」を加え、建築してはいけない建築物、建築物の壁面の位置及び建築物の高さの最高限度を定めます。

【施行期日】

公布の日

【位置図】



港区民の生活環境を守る建築物の低炭素化の促進に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」等の一部改正に伴い、条例で引用している条項番号を変更するものです。

【法改正の背景】

建築物分野での省エネルギー対策を徹底するため、全ての新築住宅・非住宅について省エネルギー基準への適合を義務付けるなどの建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律等の改正が行われました。

【条例改正の内容】

条例で引用している建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則の条項番号を変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区地域優良賃貸住宅条例（新規）

本案は、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜を設置するため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を含むカナルサイド高浜については、令和2年7月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者※に向けた地域優良賃貸住宅を整備することとしています。令和7年10月の建物しゅん工に向け、地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜の設置に際して必要な事項を定めるため、条例を制定します。

※住宅確保要配慮者とは、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に定める高齢者、障害者、子どもを養育している者など住宅の確保に配慮を要する者をいいます。

【条例の主な内容】

- ①地域優良賃貸住宅の名称、位置等を定めます。
- ②使用者の募集方法、申込者の資格及び使用手続について定めます。
- ③使用料及び使用者負担額について定めます。
- ④指定管理者に関する事項について定めます。
- ⑤特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が地域優良賃貸住宅シティハイツ高浜に新たに居住する場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。

【施行期日】

①から③まで及び⑤については、区規則で定める日（①については令和8年1月1日予定、②、③及び⑤については、令和7年6月1日予定）

④については、公布の日

【位置図】



港区特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止するほか、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として他の特定公共賃貸住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜については、令和2年7月から建替工事を実施しており、建替後の建物には住宅確保要配慮者に向けた地域優良賃貸住宅を整備することから、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜を廃止します。また、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が他の特定公共賃貸住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜（港区港南一丁目1番27号）を廃止します。
- ②特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として他の特定公共賃貸住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ③その他規定の整備

【施行期日】

- ①及び②については、区規則で定める日（①については令和8年4月1日予定、②については令和7年6月1日予定）
- ③については、公布の日

港区立住宅条例の一部を改正する条例

本案は、特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却により、転居先として区立住宅を使用する場合の使用料の特例を定めるものです。

【条例改正の背景】

特定公共賃貸住宅シティハイツ高浜の除却に伴い、使用者が区立住宅に移転した場合の使用料の激変緩和を図るため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①特定公共賃貸シティハイツ高浜の除却に伴い、他の区民向け住宅に仮移転している使用者が転居先として区立住宅の使用を許可された場合において、新たに居住する住宅の使用料が従前の使用料を超える際の使用料の減額について定めます。
- ②その他規定の整備

【施行期日】

- ①については、区規則で定める日（令和7年6月1日予定）
- ②については、公布の日

港区立母子生活支援施設条例の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」の一部改正を踏まえ、母子生活支援施設が行う事業に妊産婦等生活援助事業を追加するものです。

【条例改正の背景】

孤立や貧困、DVや若年妊娠などの複合的な問題を抱え、出産後の養育について、出産前から支援を行うことが特に必要な妊婦（以下「特定妊婦」といいます。）に対する支援の強化として妊産婦等生活援助事業*を新たに創設する児童福祉法の改正が行われました。

区においても、子ども家庭支援センターが受理した特定妊婦の相談件数は、増加しており、安心して子どもを産み育てることができる支援体制を構築するため、母子生活支援施設を活用し、妊産婦等生活援助事業を実施します。

※妊産婦等生活援助事業では、特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携などを行います。

【条例改正の内容】

- ①母子生活支援施設で実施する事業に妊産婦等生活援助事業を加えます。
- ②妊産婦等生活援助事業の実施に必要な規定を整備します。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

本案は、公衆浴場の浴槽水の水質基準を変更するものです。

【条例改正の背景】

条例で定める入浴者の衛生及び風紀に必要な措置等の基準のうち、公衆浴場で使用する水の衛生管理については、国が示す「公衆浴場における水質基準等に関する指針」をもとに基準を定めています。

水質検査の技術の進歩などを踏まえ、国の指針が改正され、公衆浴場における水質基準の指標について、よりの確に汚染を捉えることができる指標に見直しがなされたことから、条例を改正します。

【条例改正の内容】

浴槽水の水質基準の指標を「大腸菌群数」から「大腸菌数」に変更します。

【施行期日】

令和7年4月1日

議案第22号 【子ども家庭支援部子ども政策課、児童相談所児童相談課及び
保健福祉支援部障害者福祉課】
港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改
正する条例

本案は、国の「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」等の一部改正を
踏まえ、児童福祉施設等の職員の配置基準を変更するものです。

【省令改正の背景】

管理栄養士養成施設卒業者の負担軽減を図るため、管理栄養士国家試験の受験資格が見直され、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合は、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正が行われました。

これにより、児童福祉施設等における職員の配置基準に、栄養士免許を有しない管理栄養士を加える省令改正が行われました。

【条例改正の内容】

職員の配置基準について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

【改正する条例一覧】

| | |
|---|--|
| 1 | 港区児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 2 | 港区一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 |
| 3 | 港区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |
| 4 | 港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 |

港区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、家庭的保育事業等の実施に係る要件を変更するものです。

【省令改正の背景】

家庭的保育事業者等における連携施設※の確保が進んでいないことから、国の「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

また、管理栄養士養成施設卒業者が管理栄養士国家試験を受ける場合において、栄養士の免許を取得することを不要とする栄養士法の改正を踏まえ、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとする省令改正が行われました。

※連携施設とは、家庭的保育事業等の利用児童に対する保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿の確保について、連携協力を行う保育所等の施設をいいます。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。
- ③栄養士による献立指導等について、栄養士免許を有しない管理栄養士であっても基準を満たすことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、特定地域型保育事業の実施に係る要件を緩和するものです。

【省令改正の背景】

特定地域型保育事業者における連携施設の確保が進んでいないことから、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（新規）

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定するものです。

【条例制定の背景】

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法が改正され、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園制度として、乳児等通園支援事業が定められました。また、区市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例により基準を定めなければならないこととされました。

これを踏まえ、区の乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、条例を制定します。

※乳児等通園支援事業の通称は、「こども誰でも通園制度」です。

【条例の主な内容】

- ①乳児等通園支援事業における人権配慮や外部評価の実施などの一般原則について定めます。
- ②非常災害対策、安全計画の策定等に関する事項について定めます。
- ③衛生管理等及び食事に関する事項について定めます。
- ④乳児等通園支援事業を、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園事業に区分し、それぞれの設備の基準及び職員配置基準を定めます。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

本案は、「子ども・子育て支援法」の一部改正に伴い、乳児等通園支援の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを港区子ども・子育て会議の所掌事項とするものです。

【法改正の背景】

子ども・子育て支援法が改正され、認可を受けた乳児等通園支援事業者が乳児等支援給付費の支給対象であることを区市町村長が確認する際において、区市町村長が乳児等通園支援の利用定員を定めるときは、子ども・子育て会議などへの意見聴取を行うことが義務付けられました。

【条例改正の内容】

港区子ども・子育て会議の所掌事項に、乳児等通園支援事業等の利用定員を定めようとするときに区長に意見を述べることを追加します。

【施行期日】

令和7年4月1日

港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

本案は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の一部改正を踏まえ、職員の超過勤務の制限の対象となる者の範囲の拡大等をするほか、子育て部分休暇を導入するものです。

【条例改正の背景】

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、仕事と育児、介護との両立支援及び柔軟な働き方を一層推進するため、条例を改正します。

【条例改正の内容】

- ①満3歳から小学校就学の始期に達するまでの子のある幼稚園教育職員から当該子を養育するために請求した場合には、職務に支障がある場合を除き、当該職員に超過勤務をさせてはならないこととします。
- ②小学校に就学している子を養育する幼稚園教育職員は、1日につき2時間を超えない範囲で子育て部分休暇を取得できることとします。
- ③幼稚園教育職員から介護の申出があった場合における意向確認等及び介護両立支援制度等の利用に係る措置を定めます。
- ④その他規定の整備

【施行期日】

令和7年4月1日

港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止する条例

本案は、港区長選挙における記号式投票を廃止するものです。

【条例廃止の背景】

港区長選挙においては、投票率の向上及び開票作業の効率化を目的として記号式投票を導入していますが、令和6年7月7日執行の東京都知事選挙において想定を大幅に上回る立候補者があり、今後の港区長選挙でも同様の状況となった場合、現行の記号式による投票用紙の規格では対応が困難となることから、投開票事務に著しい支障をきたすおそれがあります。

また、記号式投票の導入前と比較すると、投票率に大きな変化は見られず、自書式投票である期日前の投票者数が大幅に増加し、開票において記号式と自書式の2種類を処理することによって、開票に時間を要する状況となっています。

これらを踏まえ、港区長選挙における投票方法を記号式投票から自書式投票に変更します。

【条例の内容】

港区長選挙における記号式投票に関する条例を廃止します。

【施行期日】

公布の日

**議案第29号～第31号
令和6年度補正予算**

【企画経営部財政課】

議案第29号

令和6年度港区一般会計補正予算（第8号）

議案第30号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

議案第31号

令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

【内容】

上記3案の概要は、別表のとおりです。

**議案第32号～第35号
令和7年度予算**

【企画経営部財政課】

議案第32号

令和7年度港区一般会計予算

議案第33号

令和7年度港区国民健康保険事業会計予算

議案第34号

令和7年度港区後期高齢者医療会計予算

議案第35号

令和7年度港区介護保険会計予算

工事請負契約の承認について（港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事）

本案は、港区立西麻布二丁目児童遊園整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 整備面積 914.61㎡
- 工事場所 港区西麻布二丁目18番9号
- 概要 港区立西麻布二丁目児童遊園を再整備するため、整備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 3億2,768万1,035円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- 契約の相手方 港区三田四丁目7番27号
株式会社日比谷アメニス

【児童遊園完成予定図】



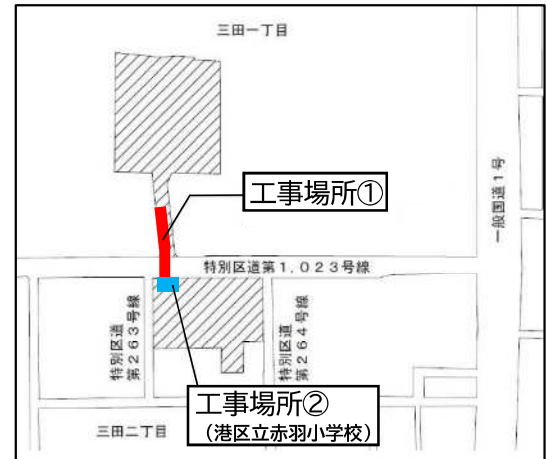
工事請負契約の承認について（港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事）

本案は、港区立赤羽小学校連絡通路等整備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模
 - ①連絡通路延長工事
延長部分延べ66.71㎡
 - ②小学校校舎増築工事
増築部分延べ5.76㎡
- 工事場所
 - ①港区三田一丁目101番6外
 - ②港区三田二丁目6番2号
- 概要
港区立赤羽小学校校舎とグラウンドの敷地をつなぐ、道路上空の連絡通路等整備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法
随意契約
- 契約金額
3億789万円
- 工期
契約締結の日の翌日から令和8年7月31日まで
- 契約の相手方
港区虎ノ門四丁目3番13号
日本国土・徳倉・谷沢建設共同企業体
(代表者) 日本国土開発株式会社東京支店
(構成員) 徳倉建設株式会社東京支店
(構成員) 谷沢建設株式会社

【連絡通路完成予定図】



工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事）

本案は、港区立御田小学校新築に伴う電気設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 電力設備工事
通信・情報設備工事
受変電設備工事
発電設備工事
- 工事場所 港区三田四丁目17番3
- 概要 港区立御田小学校の新校舎の整備に伴う電気設備工事を実施します。

【工事場所】



【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 9億5,216万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年11月10日まで
- 契約の相手方 港区白金二丁目5番12号
西山電気株式会社

【施設完成予定図】



工事請負契約の承認について（港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事）

本案は、港区立御田小学校新築に伴う機械設備工事について、工事請負契約の承認を求めるものです。

【工事内容】

- 工事の規模 空気調和設備工事
給排水衛生設備工事
自動制御設備工事
消火設備工事
ガス設備工事
- 工事場所 港区三田四丁目17番3
- 概要 港区立御田小学校の新校舎の整備に伴う機械設備工事を実施します。

【契約の概要】

- 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約
- 契約金額 20億189万円
- 工期 契約締結の日の翌日から令和10年11月10日まで
- 契約の相手方 港区三田三丁目2番6号
エルゴテック・日設・富士建設共同企業体
（代表者）エルゴテック株式会社東京本店
（構成員）株式会社日設
（構成員）富士設備工業株式会社

指定管理者の指定について（港区立みなと芸術センター）

本案は、みなと芸術センターの指定管理者を指定するものです。

【内容】

○対象施設

| 名 称 | 位 置 |
|--------------|--------------|
| 港区立みなと芸術センター | 港区浜松町二丁目3番5号 |

- 指定管理者 港区赤坂四丁目18番13号公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団内
みなと文化パートナーズ
(代表団体) 公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団
(構成団体) サントリーパブリシティサービス株式会社

- 指定の期間 令和9年11月1日から令和19年3月31日まで

※令和9年11月1日に新たに開設する施設です。

【施設完成予定図】



(追加議案)
人事案件

○港区教育委員会委員の任命の同意について

本案は、令和7年3月31日で任期満了となる山内慶太委員の後任者について、任命の同意を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年1月31日に退任した脇奈穂子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる村田彰子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる藤本和子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる竹内陽治委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる内藤恭三委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる菊地まゆみ委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる島田万里子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

○人権擁護委員候補者の推薦について

本案は、令和7年6月30日で任期満了となる釋美和子委員の後任候補者の推薦について、意見を求めるものです。

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|-------|------------|-----------|------------|--|-----------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 総務費 | 37,703,695 | △ 468,882 | 37,234,813 | 国庫支出金 △ 70,000 都支出金 124,819 その他 △ 5,422,333 計 △ 5,367,514 | 4,898,632 | 1 危機管理体制の強化に要する経費を計上 1,113 (1)安全安心施設対策基金利子積立金 (1,113) 2 安全で安心できるまちづくりの推進に要する経費の減 △ 9,649 (1)高輪地区生活安全活動推進事業 (△ 9,649) 3 コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援に要する経費を計上 1 (1)みなとパートナーズ基金利子積立金 (1) 4 多様な主体間の協働による文化芸術振興に要する経費を計上 239 (1)文化芸術振興基金利子積立金 (239) 5 文化芸術振興施策の推進に向けた基盤整備に要する経費の減 △ 70,000 (1)六本木アートナイト運営参画事業 (△ 70,000) 6 区有地・区有施設の総合的な管理運営の推進に要する経費の減 △ 15,513 (1)施設保全業務 (△ 8,008) (2)公共施設の総合的な管理の推進 (△ 7,505) 7 多様な暮らしを支える区政情報の発信に要する経費の減 △ 22,966 (1)広報みなど等の発行 (△ 5,513) (2)SNS情報発信事業 (△ 17,453) 8 便利な区民生活を実現する情報化の推進に要する経費の減及び更正 △ 1,685,708 (1)基幹系業務システム保守・運用 (△ 104,035) (2)行政情報システム標準化対応 (△ 894,626) (3)デジタル社会の実現に向けたDX推進 (△ 13,623) (4)庁内情報機器等管理運用 (△ 558,592) (5)GovTech東京利用経費 (△ 7,451) (6)公衆無線LANの整備 (△ 83,233) (7)AI・RPAによる業務効率化の推進 (△ 24,148) 9 効果的・効率的な行政経営の推進に要する経費の減及び更正 △ 2,598,692 (1)赤坂地区総合支所等改修 (△ 2,598,692) 10 地震などの自然災害の防災対策の充実に必要な経費を計上 4,026,647 (1)港区業務継続計画(震災編)改定 (△ 5,145) (2)防災行政無線等維持管理 (△ 80,386) (3)水位・雨量観測システム等維持管理 (△ 7,128) (4)震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金積立金 (4,083,008) (5)震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金利子積立金 (36,298) |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|----------------|------------|-----------|------------|---|----------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 2 総務費 (つづき) | | | | | | 11 地域の防災力の向上に要する経費の減 △ 5,336 (1)総合防災訓練 (△ 5,336) 12 コミュニティ活動の場の提供に要する経費の減及び更正 △ 69,673 (1)東麻布二丁目複合施設整備 (△ 69,673) 13 基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立に要する経費の減 △ 19,345 (1)特別区税賦課・徴収 (△ 9,887) (2)区長選挙 (△ 4,946) (3)都知事選挙 (△ 4,512) |
| 3 環境清掃費 | 7,531,656 | △ 52,956 | 7,478,700 | その他 199 | △ 53,155 | 1 みどりの保全・創出と生物多様性の保全・再生に要する経費の減 △ 4,609 (1)生物多様性推進事業 (△ 4,609) 2 2050年ゼロカーボンシティ達成に向けた脱炭素化の推進に要する経費を計上 43 (1)地球温暖化等対策基金利子積立金 (43) 3 環境美化活動の推進に要する経費の減及び更正 △ 24,554 (1)みなとタバコルール推進 (△ 12,110) (2)麻布地区みなとタバコルール推進 (△ 4,928) (3)麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業 (△ 7,516) 4 環境教育・環境保全活動の推進に要する経費の減 △ 23,836 (1)みなと区民の森づくり (△ 23,836) |
| 4 民生費 | 70,500,870 | △ 693,301 | 69,807,569 | 国庫支出金 247,783 都支出金 272,767 その他 △ 1,790,177 計 △ 1,269,627 | 576,326 | 1 安心して暮らし続けるための地域福祉活動の推進に要する経費の計上及び更正 96,706 (1)福祉総合システム維持管理 (△ 31,456) (2)国庫支出金等過年度分償還金 (128,162) 2 日々の生活を支える介護・福祉サービスの充実に要する経費の減及び更正 △ 530,818 (1)高齢者福祉施設等整備基金利子積立金 (671) (2)養護老人ホーム等入所措置 (△ 69,149) (3)高齢者配食サービス (△ 5,078) (4)社会福祉法人等運営助成 (△ 136,072) (5)高齢者補聴器購入費助成事業 (△ 16,805) (6)南青山一丁目福祉施設整備 (△ 144,113) (7)高齢者集合住宅維持管理 (△ 113,423) (8)特別養護老人ホーム維持管理 (△ 46,849) 3 心豊かで健康な生活への支援に要する経費の減及び更正 △ 158,442 (1)寿商品券等贈呈 (△ 5,720) (2)高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施(ハイリスクアプローチ) (△ 9,450) (3)芝地区いきいきプラザ(3館)管理運営 (△ 29,468) (4)青山いきいきプラザ大規模改修 (△ 4,404) (5)白金台いきいきプラザ等大規模改修 (△ 109,400) |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|--|-------|-----|---|----------|------|--|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 4 民生費 (つづき) | | | | | | 4 障害者が安全に安心して暮らせる環境の整備に要する経費を計上 272 |
| | | | | | | (1)障害者福祉推進基金利子積立金 (272) |
| | | | | | | 5 障害者と家族が地域で暮らし続けるためのサービスの充実に要する経費の減及び更正 △ 28,665 |
| | | | | | | (1)障害者グループホーム支援 (△ 20,259) |
| | | | | | | (2)障害者(児)日中一時支援事業 (△ 8,406) |
| | | | | | | 6 子どもの健やかな成長を支援する総合的な施策の推進に要する経費の計上及び更正 152,429 |
| | | | | | | (1)国庫支出金等過年度分償還金 (183,130) |
| | | | | | | (2)子育て王国基金利子積立金 (1,362) |
| | | | | | | (3)子ども・子育て支援事業計画策定 (△ 6,588) |
| | | | | | | (4)学童クラブ児童見守りシステム (△ 10,369) |
| | | | | | | (5)赤坂子ども中高生プラザ管理運営 (△ 15,106) |
| | | | | | | 7 子どもの権利擁護を重視した環境づくりに要する経費の計上及び更正 6,033 |
| (1)国庫支出金等過年度分償還金 (6,033) | | | | | | |
| 8 支援が必要な子どもと家庭を確実に支えるに要する経費の減及び更正 △ 544,091 | | | | | | |
| (1)児童手当等事務 (△ 16,012) | | | | | | |
| (2)児童手当 (△ 501,045) | | | | | | |
| (3)母子生活支援施設入所事業 (△ 15,550) | | | | | | |
| (4)バースデーサポート事業 (△ 4,742) | | | | | | |
| (5)ひとり親フードサポート事業 (△ 6,742) | | | | | | |
| 9 多様なニーズにあわせた保育サービスの拡充に要する経費を計上 142,757 | | | | | | |
| (1)保育施設整備支援事業 (△ 72,490) | | | | | | |
| (2)地域型保育事業 (219,299) | | | | | | |
| (3)麻布地区区立保育園(5園)管理運営 (△ 4,052) | | | | | | |
| 10 保育施設における保育の質の向上に要する経費の計上及び更正 480,741 | | | | | | |
| (1)保育士等宿舍借り上げ支援事業 (△ 111,833) | | | | | | |
| (2)保育力向上支援事業 (△ 3,459) | | | | | | |
| (3)医療的ケア児・障害児保育支援 (△ 29,233) | | | | | | |
| (4)区内私立保育園委託 (595,779) | | | | | | |
| (5)保育所広域入所事務 (29,487) | | | | | | |
| 11 子育て支援サービスの充実に要する経費の減及び更正 △ 5,256 | | | | | | |
| (1)未就園児の定期的な預かり事業 (△ 5,256) | | | | | | |
| 12 低所得者等の生活の支援及び自立施策の充実に要する経費の減 △ 304,967 | | | | | | |
| (1)国庫支出金等過年度分償還金 (44,209) | | | | | | |
| (2)住民税非課税世帯等生活支援給付金 (△ 349,176) | | | | | | |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|---------|------------|-------------|------------|---|----------|--|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 5 衛生費 | 7,492,510 | 122,825 | 7,615,335 | 国庫支出金 △ 27,279 | 150,104 | 1 安心できる地域保健・地域医療体制の推進に要する経費の減 △ 19,364 (1)診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業 (△ 11,417) (2)AED配備・管理 (△ 7,947) 2 全世代にわたる健康増進と食育の推進に要する経費の減 △ 35,203 (1)健康管理システム維持管理 (1,969) (2)働き盛り世代の健康づくり強化支援事業 (△ 3,293) (3)お口の健康診査 (△ 5,304) (4)肺がん検診 (△ 13,932) (5)喉頭がん検診 (△ 14,643) 3 快適で安心できる生活環境の確保に要する経費を計上 363,368 (1)国庫支出金等過年度分償還金 (363,368) 4 感染症対策の強化・推進に要する経費の減 △ 185,976 (1)予防接種事業 (△ 185,976) |
| 6 産業経済費 | 4,681,404 | △ 36,348 | 4,645,056 | 都支出金 △ 5,164 その他 △ 2,134 計 △ 7,298 | △ 29,050 | 1 産学官の連携を地域社会の発展につなげる効果的な産業の創出に要する経費の減 △ 10,000 (1)創業・スタートアップ支援事業 (△ 10,000) 2 魅力あふれる商店街の支援に要する経費の減 △ 26,348 (1)にぎわい商店街事業 (△ 26,348) |
| 7 土木費 | 25,195,623 | △ 2,975,435 | 22,220,188 | 国庫支出金 △ 2,321,581 都支出金 △ 111,165 その他 △ 774,894 計 △ 3,207,640 | 232,205 | 1 安全で安心に移動できる道路の整備に要する経費の減及び更正 △ 460,170 (1)道路台帳等管理 (△ 20,995) (2)芝地区道路清掃 (△ 3,341) (3)芝地区道路・側溝等維持管理 (△ 75,366) (4)麻布地区道路・側溝等維持管理 (△ 15,336) (5)赤坂地区道路・側溝等維持管理 (△ 15,164) (6)高輪地区道路・側溝等維持管理 (△ 16,600) (7)麻布地区歩道整備 (△ 36,778) (8)芝地区電線類地中化整備 (△ 4,115) (9)高輪地区電線類地中化整備 (△ 9,366) (10)芝浦港南地区電線類地中化整備 (△ 7,404) (11)芝地区橋りょう維持管理 (△ 43,546) (12)麻布地区橋りょう維持管理 (△ 4,144) (13)麻布地区橋りょうの整備 (△ 55,908) (14)都市計画道路整備 (△ 121,992) (15)高輪地区私道整備 (△ 30,115) 2 安全で快適に利用できる公共施設の整備に要する経費の減及び更正 △ 13,074 (1)芝地区公衆便所維持管理 (△ 7,780) (2)麻布地区公衆便所維持管理 (△ 5,294) |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|----------------|------------|-----------|------------|--|-----------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 7 土木費 (つづき) | | | | | | 3 交通安全の確保に要する経費の減 △ 110,369 (1)芝地区街路灯維持管理 (△ 50,264) (2)麻布地区街路灯維持管理 (△ 11,907) (3)赤坂地区街路灯維持管理 (△ 10,848) (4)赤坂地区交通安全施設維持管理 (△ 13,258) (5)芝地区自転車利用環境整備推進 (△ 7,176) (6)麻布地区自転車利用環境整備推進 (△ 11,835) (7)赤坂地区自転車利用環境整備推進 (△ 5,081) 4 災害に強いまちづくりに要する経費の減 △ 296,664 (1)麻布地区河川等維持管理 (△ 27,913) (2)建築物耐震改修等促進 (△ 214,151) (3)かけ・擁壁改修助成 (△ 54,600) 5 都心機能を支え、人にやさしくにぎわいのある公園の整備 に要する経費の減及び更正 △ 333,658 (1)芝地区公園整備 (△ 56,400) (2)都市計画公園整備 (△ 171,505) (3)麻布地区公園管理運営 (△ 36,893) (4)赤坂地区公園管理運営 (△ 15,224) (5)麻布地区快適な公園トイレの整備 (△ 15,661) (6)芝地区児童遊園管理運営 (△ 5,275) (7)芝地区快適な児童遊園トイレの整備 (△ 32,700) 6 市街地再開発事業等諸制度の活用と支援に要する経費の減 及び更正 △ 2,224,807 (1)浜松町二丁目地区市街地再開発事業支援 (△ 2,069,995) (2)連続立体交差事業 (△ 110,000) (3)虎ノ門一丁目東地区市街地再開発事業支援 (△ 44,812) 7 快適な都心居住の実現に要する経費の計上及び更正 463,307 (1)定住促進基金積立金 (478,000) (2)特定公共賃貸住宅維持管理 (△ 6,487) (3)区営住宅維持管理 (△ 3,025) (4)区立住宅維持管理 (△ 5,181) |
| 8 教育費 | 27,264,963 | 3,477,807 | 30,742,770 | 国庫支出金 △ 20,140 都支出金 △ 4,883 その他 △ 5,169,387 計 △ 5,194,410 | 8,672,217 | 1 安全・安心で魅力ある教育環境の整備に要する経費の計上 及び更正 3,584,716 (1)教育施設整備基金積立金 (4,650,418) (2)学務課運営 (△ 4,101) (3)就学事務 (△ 5,095) (4)G I G A スクール推進事業 (△ 27,467) (5)学校情報化推進事業 (△ 14,311) (6)教科用図書事務 (△ 4,785) (7)小学校施設改修 (△ 616,496) (8)小学校普通教室化改修 (△ 155,756) (9)小学校就学援助 (△ 48,292) (10)赤羽小学校等改築 (△ 3,434) |

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | 補正額の説明 |
|----------------|-------------|-----------|-------------|---|------------|---|
| | | | | 特定財源 | 一般財源 | |
| 8 教育費 (つづき) | | | | | | (11)御田小学校改築 (△ 36,758) (12)中学校用務運営 (△ 10,646) (13)中学校施設改修 (△ 12,452) (14)中学校普通教室化改修 (△ 9,449) (15)中学校就学援助 (△ 33,739) (16)幼稚園施設改修 (△ 82,921) 2 小学校入学前教育の充実に要する経費の減 △ 33,615 (1)私立幼稚園保育料等給付 (△ 33,615) 3 「徳」「知」「体」の育成に要する経費の減 △ 4,369 (1)進路支援事業 (△ 4,369) 4 特別支援教育の推進に要する経費の減 △ 13,996 (1)特別支援学級スクールカー送迎 (△ 4,000) (2)医療的ケア児の支援 (△ 9,996) 5 幼・小中一貫教育の推進に要する経費の減 △ 4,290 (1)小学校教職員等検診事業 (△ 4,290) 6 図書館サービスの推進に要する経費の減 △ 37,259 (1)絵本貸出定期便 (△ 18,180) (2)区立図書館管理運営 (△ 19,079) 7 スポーツを楽しむ場の確保と利用促進に要する経費の減 △ 13,380 (1)スポーツセンター管理運営 (△ 13,380) |
| 10 諸支出金 | 10,456,677 | 6,532,216 | 16,988,893 | 国庫支出金 39,484 都支出金 57,899 その他 106,475 計 203,858 | 6,328,358 | 1 財政調整基金利子積立金を計上 13,044 2 公共施設等整備基金積立金を計上 8,000,000 3 国民健康保険事業会計繰出金の減及び更正 △ 1,336,159 4 後期高齢者医療会計繰出金の減及び更正 △ 144,669 |
| 歳出合計 | 192,877,867 | 5,905,926 | 198,783,793 | △ 14,869,711 | 20,775,637 | |

| | |
|----------|--------------|
| 分担金及び負担金 | △ 6,743 |
| 国庫支出金 | △ 2,151,733 |
| 都支出金 | 334,273 |
| 財産収入 | 70,934 |
| 寄附金 | 482,756 |
| 繰入金 | △ 14,518,073 |
| 諸収入 | 918,875 |
| 計 | △ 14,869,711 |

| | |
|----------|------------|
| 特別区税 | 19,441,231 |
| 地方消費税交付金 | 1,076,951 |
| 地方特例交付金 | 28,211 |
| 繰越金 | 229,244 |
| 計 | 20,775,637 |

歳入（財源）の主な内訳

(単位：千円)

| 款 | 補正額 | 補正の主な内訳 |
|----------|--------------|--|
| 特別区税 | 19,441,231 | 特別区民税19,152,228、特別区たばこ税289,003 |
| 地方消費税交付金 | 1,076,951 | 地方消費税交付金1,076,951 |
| 地方特例交付金 | 28,211 | 地方特例交付金28,211 |
| 分担金及び負担金 | △ 6,743 | 老人福祉費△6,743 |
| 国庫支出金 | △ 2,151,733 | 社会資本整備総合交付金△2,287,808、保育園費531,774、児童手当費△343,216、出産・子育て応援事業費158,697 |
| 都支出金 | 334,273 | 保育所等利用多子世帯負担軽減費594,889、地方創生臨時交付金△349,176、保育園費204,598 |
| 財産収入 | 70,934 | 基金利子53,043、地所賃貸料9,924 |
| 寄附金 | 482,756 | 指定寄附金478,856、一般寄附金3,900 |
| 繰入金 | △ 14,518,073 | 財政調整基金繰入金△8,860,000、公共施設等整備基金繰入金△3,032,894、教育施設整備基金繰入金△2,523,958 |
| 繰越金 | 229,244 | 令和6年度の繰越金5,830,775 - 令和6年度既予算計上額(当初2,000,000 + 補正3,601,531) |
| 諸収入 | 918,875 | 地方公共団体情報システム機構補助金収入656,594、子育て応援商品券発行経費返還金188,362 |
| 合計 | 5,905,926 | |

2 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-------|---------|--------------|-------|
| 5 衛生費 | 1 保健衛生費 | 健康管理システム維持管理 | 1,969 |

3 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|------------------|--------------|---------|
| 南麻布一丁目都有地賃借 | 令和7年度～令和30年度 | 97,319 |
| 青山生涯学習館等賃借 | 令和7年度～令和17年度 | 110,000 |
| 青南小学校屋外運動場拡張部分賃借 | 令和7年度～令和17年度 | 28,556 |

変更

(単位：千円)

| 事項 | 補正前 | | 補正後 | |
|-------|-------|--------|-------|---------|
| | 期間 | 限度額 | 期間 | 限度額 |
| 芝浦橋塗替 | 令和7年度 | 94,633 | 令和7年度 | 136,633 |

議案第30号

令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算(第2号)概要

1 歳入歳出予算補正

(単位:千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | 補正額の説明 |
|----------------|------------|-------------|------------|----------------------------------|--|
| 1 総務費 | 1,010,836 | △ 440,183 | 570,653 | 都支出金 4,713 その他 △ 444,896 | 1 国民健康保険料賦課 △ 6,560 2 国民健康保険料徴収 △ 6,056 3 国民健康保険事業運営 △ 427,567 |
| 2 保険給付費 | 14,430,116 | △ 921,336 | 13,508,780 | 都支出金 △ 920,071 その他 △ 1,265 | 1 一般被保険者療養給付 △ 726,197 2 審査支払手数料 △ 4,048 3 一般被保険者高額療養費支給 △ 191,091 |
| 3 国民健康保険事業費納付金 | 10,915,682 | △ 103,530 | 10,812,152 | 国民健康保険料 572,422 その他 △ 675,952 | 1 一般被保険者医療給付費分納付金 △ 97,518 2 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 △ 6,012 |
| 5 諸支出金 | 77,525 | 207,828 | 285,353 | その他 207,828 | 1 保険給付費等交付金償還金 207,655 2 その他償還金 173 |
| 歳出合計 | 26,692,421 | △ 1,257,221 | 25,435,200 | △ 1,257,221 | |

| | |
|---------|-------------|
| 国民健康保険料 | 572,422 |
| 国庫支出金 | 47,307 |
| 都支出金 | △ 915,358 |
| 繰入金 | △ 1,336,159 |
| 繰越金 | 374,567 |
| 計 | △ 1,257,221 |

議案第31号

令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）概要

1 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | 補正額の説明 |
|-----------|-----------|----------|-----------|------------------------------------|-----------------------------|
| 1 総務費 | 272,136 | △ 12,879 | 259,257 | その他 △ 12,879 | 1 後期高齢者医療保険料収納 △ 12,879 |
| 2 広域連合負担金 | 6,507,678 | 278,370 | 6,786,048 | 後期高齢者医療保険料 309,618 その他 △ 31,248 | 1 東京都後期高齢者医療広域連合負担金 278,370 |
| 歳出合計 | 7,037,709 | 265,491 | 7,303,200 | 265,491 | |

| | |
|------------|-----------|
| 後期高齢者医療保険料 | 309,618 |
| 繰入金 | △ 144,669 |
| 繰越金 | 100,542 |
| 計 | 265,491 |

補正予算補足資料

1 議案第29号 令和6年度港区一般会計補正予算（第8号）

(1) 補正額の説明

ア 増額補正事業（22事業）

18,835,905千円

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|--|-----------|-----------|-----------|
| 総務費 | 安全安心施設対策基金利子積立金 | 4,480 | 1,113 | 5,593 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | みなとパートナーズ基金利子積立金 | 703 | 1 | 704 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 文化芸術振興基金利子積立金 | 741 | 239 | 980 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金積立金 | 3,000,000 | 4,083,008 | 7,083,008 |
| | 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金への積立金を追加します。 | | | |
| | 震災復興及び新型インフルエンザ等感染拡大防止基金利子積立金 | 121,612 | 36,298 | 157,910 |
| 基金利子の積立金を追加します。 | | | | |
| 環境清掃費 | 地球温暖化等対策基金利子積立金 | 153 | 43 | 196 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| 民生費 | 国庫支出金等過年度分償還金 | 4,677 | 128,162 | 132,839 |
| | 社会福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和5年度分等の精算に伴う返還金を追加します。 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|--|-----------|---------|-----------|
| 民生費 | 高齢者福祉施設等整備基金利子積立金 | 2,399 | 671 | 3,070 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 障害者福祉推進基金利子積立金 | 705 | 272 | 977 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 国庫支出金等過年度分償還金 | 104,318 | 183,130 | 287,448 |
| | 児童福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金等(子ども家庭支援部収入分)について、令和5年度分等の精算に伴う返還金を追加します。 | | | |
| | 子育て王国基金利子積立金 | 4,091 | 1,362 | 5,453 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 国庫支出金等過年度分償還金 | 0 | 6,033 | 6,033 |
| | 児童福祉費に計上する事業に交付された国庫支出金(児童相談所収入分)について、令和5年度分等の精算に伴う返還金を計上します。 | | | |
| | 地域型保育事業 | 664,508 | 219,299 | 883,807 |
| | <p>公定価格の増額改定及び在籍児童数の増加に伴い、給付費の支払に要する経費を追加します。</p> <p>【特定財源】国庫支出金(保育園費) 144,596千円 都支出金(保育園費) 50,075千円 都支出金(居宅訪問型保育促進費) 12,487千円</p> | | | |
| | 区内私立保育園委託 | 6,989,885 | 595,779 | 7,585,664 |
| | <p>公定価格の増額改定に伴い、委託費の支払に要する経費を追加します。</p> <p>【特定財源】国庫支出金(保育園費) 371,435千円 都支出金(保育園費) 148,240千円</p> | | | |
| | 保育所広域入所事務 | 51,554 | 29,487 | 81,041 |
| | <p>公定価格の増額改定及び在籍児童数の増加に伴い、委託費等の支払に要する経費を追加します。</p> <p>【特定財源】国庫支出金(保育園費) 15,743千円 都支出金(保育園費) 6,283千円</p> | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|--|---------|-----------|-----------|
| 民生費 | 国庫支出金等過年度分償還金 | 0 | 44,209 | 44,209 |
| | 生活保護費に計上する事業に交付された国庫支出金について、令和5年度分の精算に伴う返還金を計上します。 | | | |
| 衛生費 | 健康管理システム維持管理 | 56,596 | 1,969 | 58,565 |
| | 令和7年4月から開始する妊婦支援給付金に係る健康管理システムの改修に要する経費を追加します。 【特定財源】国庫支出金（出産・子育て応援事業費） 1,969千円 | | | |
| | 国庫支出金等過年度分償還金 | 0 | 363,368 | 363,368 |
| | 保健衛生費に計上する事業に交付された国庫支出金等について、令和5年度分の精算に伴う返還金を計上します。 | | | |
| 土木費 | 定住促進基金積立金 | 139,000 | 478,000 | 617,000 |
| | 定住促進基金への積立金を追加します。 | | | |
| 教育費 | 教育施設整備基金積立金 | 0 | 4,650,418 | 4,650,418 |
| | 教育施設整備基金への積立金を計上します。 | | | |
| 諸支出金 | 財政調整基金利子積立金 | 80,987 | 13,044 | 94,031 |
| | 基金利子の積立金を追加します。 | | | |
| | 公共施設等整備基金積立金 | 0 | 8,000,000 | 8,000,000 |
| | 公共施設等整備基金への積立金を計上します。 | | | |

イ 減額補正事業【契約落差による減】（52事業）

△ 1,401,938千円

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|-----------------------------|---------|---------|---------|
| 総務費 | 施設保全業務 | 197,662 | △ 8,008 | 189,654 |
| | 区有施設建築物定期点検調査等業務委託の契約落差による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | |
|-----|---|-----------|-----------|-----------|--|
| 総務費 | 広報みなと等の発行 | 107,575 | △ 5,513 | 102,062 | |
| | 広報みなと作成業務委託の契約落差による減 | | | | |
| | SNS情報発信事業 | 40,455 | △ 17,453 | 23,002 | |
| | 広報動画制作業務委託の契約落差による減 | | | | |
| | 公共施設の総合的な管理の推進 | 14,075 | △ 7,505 | 6,570 | |
| | 公共施設白書の改定支援業務委託の契約落差による減 | | | | |
| | 庁内情報機器等管理運用 | 3,177,068 | △ 558,592 | 2,618,476 | |
| | 新内部情報系端末購入の契約落差による減 | | | | |
| | 港区業務継続計画(震災編)改定 | 20,215 | △ 5,145 | 15,070 | |
| | 港区業務継続計画(震災編)及び港区災害対応マニュアルの見直し支援業務委託の契約落差による減 | | | | |
| | 東麻布二丁目複合施設整備 | 1,403,206 | △ 69,673 | 1,333,533 | |
| | 東麻布二丁目公共施設整備工事の契約落差による減 | | | | |
| | 特別区税賦課・徴収 | 153,004 | △ 9,887 | 143,117 | |
| | 当初課税業務に係る人材派遣の契約落差による減 | | | | |
| | 区長選挙 | 104,297 | △ 4,946 | 99,351 | |
| | 投票所機材の賃貸借の契約落差による減 | | | | |
| | 都知事選挙 | 116,336 | △ 4,512 | 111,824 | |
| | 投票所機材の賃貸借の契約落差による減 | | | | |
| | 【特定財源】都支出金(都知事選挙費) | | | △4,512千円 | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------------|-----------------------------------|---------|-----------|---------|
| 環境 清掃費 | 生物多様性推進事業 | 29,040 | △ 4,609 | 24,431 |
| | 生物多様性講習会開催支援業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区みなとタバコルール推進 | 17,105 | △ 4,928 | 12,177 |
| | 清掃等業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区清潔なまちの実現に向けた活動推進事業 | 18,861 | △ 7,516 | 11,345 |
| | 清掃等業務委託の契約落差による減 | | | |
| 民生費 | 芝地区いきいきプラザ（3館）管理運営 | 672,765 | △ 29,468 | 643,297 |
| | 三田いきいきプラザ等電気設備改修工事の契約落差による減 | | | |
| | 青山いきいきプラザ大規模改修 | 22,004 | △ 4,404 | 17,600 |
| | 青山いきいきプラザ大規模改修工事基本設計業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 白金台いきいきプラザ等大規模改修 | 953,242 | △ 109,400 | 843,842 |
| | 白金台いきいきプラザ等大規模改修工事の契約落差による減 | | | |
| | 高齢者集合住宅維持管理 | 467,500 | △ 113,423 | 354,077 |
| | ピア白金機械設備改修工事の契約落差による減 | | | |
| | 子ども・子育て支援事業計画策定 | 15,158 | △ 6,588 | 8,570 |
| | (仮称)港区こども計画策定等支援業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 児童手当等事務 | 55,373 | △ 16,012 | 39,361 |
| 児童手当等審査・入力業務委託の契約落差による減 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------------------|---|---------|----------|---------|
| 民生費 | 未就園児の定期的な預かり事業 | 62,622 | △ 5,256 | 57,366 |
| | 南麻布三丁目保育室跡地におけるこども誰でも通園事業運営業務委託の契約落差による減 | | | |
| | バースデーサポート事業 | 30,023 | △ 4,742 | 25,281 |
| | バースデーサポート事業業務委託の契約落差による減 【特定財源】都支出金(とうきょうママパパ応援事業費) △4,742千円 | | | |
| | ひとり親フードサポート事業 | 184,873 | △ 6,742 | 178,131 |
| | ひとり親フードサポート業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区区立保育園(5園)管理運営 | 335,035 | △ 4,052 | 330,983 |
| | 南麻布保育園電気設備改修工事の契約落差による減 | | | |
| 衛生費 | 働き盛り世代の健康づくり強化支援事業 | 9,640 | △ 3,293 | 6,347 |
| | 小規模事業場従業員健康課題調査委託の契約落差による減 | | | |
| 土木費 | 道路台帳等管理 | 63,287 | △ 20,995 | 42,292 |
| | 統合道路情報管理システム改修業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 芝地区道路清掃 | 88,015 | △ 3,341 | 84,674 |
| | 新橋駅西口・浜松町駅北口周辺清掃業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区道路・側溝等維持管理 | 271,202 | △ 15,336 | 255,866 |
| | 西麻布三丁目道路設計委託及び測量委託の契約落差による減 | | | |
| | 赤坂地区道路・側溝等維持管理 | 92,277 | △ 15,164 | 77,113 |
| 元赤坂一丁目道路維持工事(切削カバー)の契約落差による減 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|-----------------------------|---------|----------|---------|
| 土木費 | 麻布地区公衆便所維持管理 | 30,279 | △ 5,294 | 24,985 |
| | 公衆便所等清掃業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 芝地区街路灯維持管理 | 135,204 | △ 50,264 | 84,940 |
| | 道路構造物総点検委託（道路照明）の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区街路灯維持管理 | 53,691 | △ 11,907 | 41,784 |
| | 道路構造物総点検委託（道路照明）の契約落差による減 | | | |
| | 赤坂地区街路灯維持管理 | 25,999 | △ 10,848 | 15,151 |
| | 道路構造物総点検委託（道路照明）の契約落差による減 | | | |
| | 赤坂地区交通安全施設維持管理 | 39,912 | △ 13,258 | 26,654 |
| | 防護柵建替工事の契約落差による減 | | | |
| | 芝地区自転車利用環境整備推進 | 16,118 | △ 7,176 | 8,942 |
| | 芝三丁目等自転車ナビライン設置工事の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区自転車利用環境整備推進 | 21,635 | △ 11,835 | 9,800 |
| | 西麻布四丁目自転車ナビライン設置工事の契約落差による減 | | | |
| | 赤坂地区自転車利用環境整備推進 | 9,042 | △ 5,081 | 3,961 |
| | 赤坂四丁目自転車ナビライン設置工事の契約落差による減 | | | |
| | 芝地区電線類地中化整備 | 374,594 | △ 4,115 | 370,479 |
| | 新橋四丁目電線共同溝整備工事の契約落差による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|---|---------|----------|---------|
| 土木費 | 芝浦港南地区電線類地中化整備 | 34,759 | △ 7,404 | 27,355 |
| | 芝浦三丁目電線共同溝試掘調査業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 芝地区橋りょう維持管理 | 274,446 | △ 43,546 | 230,900 |
| | 将監橋塗替塗装工事の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区橋りょう維持管理 | 114,704 | △ 4,144 | 110,560 |
| | 亀屋橋塗替塗装工事の契約落差による減 | | | |
| | 麻布地区河川等維持管理 | 113,093 | △ 27,913 | 85,180 |
| | 古川河床整正工事の契約落差による減 | | | |
| | 特定公共賃貸住宅維持管理 | 532,595 | △ 6,487 | 526,108 |
| | シティハイツ神明給湯設備等更新業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 区立住宅維持管理 | 143,305 | △ 5,181 | 138,124 |
| | シティハイツ赤坂空調設備更新業務委託の契約落差による減 | | | |
| 教育費 | 学務課運営 | 15,770 | △ 4,101 | 11,669 |
| | 幼・小中一貫教育推進に向けた施設整備に関する基礎調査業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 進路支援事業 | 43,013 | △ 4,369 | 38,644 |
| | 進路支援講座業務委託の契約落差による減 | | | |
| | GIGAスクール推進事業 | 861,787 | △ 27,467 | 834,320 |
| | 授業支援クラウドサービスコンテンツの購入の契約落差による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|------------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 教育費 | 学校情報化推進事業 | 515,605 | △ 14,311 | 501,294 |
| | パーソナルコンピューターの購入の契約落差による減 | | | |
| | 中学校用務運営 | 152,213 | △ 10,646 | 141,567 |
| | 小中一貫教育校御成門学園御成門中学校用務等業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 中学校普通教室化改修 | 56,033 | △ 9,449 | 46,584 |
| | 六本木中学校普通教室化改修工事の契約落差による減 | | | |
| | 絵本貸出定期便 | 58,846 | △ 18,180 | 40,666 |
| | 絵本貸出定期便発送等業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 区立図書館管理運営 | 1,457,414 | △ 19,079 | 1,438,335 |
| | 赤坂図書館設備改修工事の契約落差による減 | | | |
| | スポーツセンター管理運営 | 565,881 | △ 13,380 | 552,501 |
| | 耐火塗装補修工事の契約落差による減 | | | |

ウ 減額補正事業【入札不調等に伴う事業見送りによる減】(21事業) △ 3,967,041千円

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------------|--------------------------------------|---------|----------|---------|
| 総務費 | デジタル社会の実現に向けたDX推進 | 94,565 | △ 13,623 | 80,942 |
| | 既存システムの活用に伴う電子申請データ管理のシステム導入の見送りによる減 | | | |
| | 公衆無線LANの整備 | 277,261 | △ 83,233 | 194,028 |
| 公衆無線LANの整備見送りによる減 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---|-----------|-------------|---------|
| 総務費 | 赤坂地区総合支所等改修 | 2,691,596 | △ 2,598,692 | 92,904 |
| | 赤坂地区総合支所等大規模改修工事の入札不調による減 | | | |
| | 防災行政無線等維持管理 | 274,901 | △ 80,386 | 194,515 |
| | 電源装置交換のスケジュールの変更による減 | | | |
| | 水位・雨量観測システム等維持管理 | 17,804 | △ 7,128 | 10,676 |
| | 古川基準水位設定のスケジュールの変更による減 | | | |
| 環境清掃費 | みなとタバコルール推進 | 514,049 | △ 12,110 | 501,939 |
| | 喫煙場所整備のスケジュールの変更による減 | | | |
| | みなと区民の森づくり | 56,026 | △ 23,836 | 32,190 |
| | みなと区民の森環境学習施設外柵更新工事の入札不調による減 | | | |
| 民生費 | 特別養護老人ホーム維持管理 | 768,845 | △ 46,849 | 721,996 |
| | サン・サン赤坂の電気設備改修工事の入札不調による減 | | | |
| | 赤坂子ども中高生プラザ管理運営 | 295,165 | △ 15,106 | 280,059 |
| | 赤坂子ども中高生プラザの電気設備改修工事の入札不調による減 | | | |
| 土木費 | 芝地区道路・側溝等維持管理 | 324,917 | △ 75,366 | 249,551 |
| | 東新橋二丁目道路維持工事の入札不調による減 | | | |
| | 高輪地区電線類地中化整備 | 36,836 | △ 9,366 | 27,470 |
| | 白金台一丁目電線共同溝整備詳細設計に伴う試掘調査の実施スケジュール変更による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|--|-----------|-----------|-----------|
| 土木費 | 高輪地区私道整備 | 66,558 | △ 30,115 | 36,443 |
| | 高輪三丁目私道整備工事の工期変更による減 | | | |
| | 芝地区公園整備 | 57,200 | △ 56,400 | 800 |
| | 区立芝公園管理事務所新設工事の入札不調による減 | | | |
| | 赤坂地区公園管理運営 | 144,645 | △ 15,224 | 129,421 |
| | 檜町公園根上がり対策工事の入札不調による減 | | | |
| | 芝地区児童遊園管理運営 | 46,215 | △ 5,275 | 40,940 |
| | 芝新堀町児童遊園トイレ整備工事の入札不調に伴うデジタルサイネージ設置時期変更による減 | | | |
| | 芝地区快適な児童遊園トイレの整備 | 51,706 | △ 32,700 | 19,006 |
| | 芝新堀町児童遊園トイレ整備工事の入札不調による減 | | | |
| | 区営住宅維持管理 | 190,216 | △ 3,025 | 187,191 |
| | シティハイツ六本木等路盤改修工事实施設計の入札不調による減 | | | |
| 教育費 | 小学校施設改修 | 2,473,602 | △ 616,496 | 1,857,106 |
| | 麻布小学校大規模改修工事の入札不調による減 | | | |
| | 小学校普通教室化改修 | 202,225 | △ 155,756 | 46,469 |
| | 芝小学校普通教室化改修工事の入札不調による減 | | | |
| | 赤羽小学校等改築 | 721,746 | △ 3,434 | 718,312 |
| | 上空通路新設工事に係る工事監理の実施スケジュールの変更による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|-----------------------|---------|----------|---------|
| 教育費 | 幼稚園施設改修 | 211,121 | △ 82,921 | 128,200 |
| | 高輪幼稚園中規模改修工事の入札不調による減 | | | |

エ 減額補正事業【実績等による減】 (58事業)

△ 7,561,000千円

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----|---|-----------|-----------|-----------|
| 総務費 | 高輪地区生活安全活動推進事業 | 21,415 | △ 9,649 | 11,766 |
| | 防犯カメラ等整備費補助申請の実績による減 【特定財源】都支出金(防犯カメラ等整備費) △4,690千円 | | | |
| | 六本木アートナイト運営参画事業 | 95,000 | △ 70,000 | 25,000 |
| | 文化芸術創造拠点形成事業国庫補助金が不採択となったことに伴う減 【特定財源】国庫支出金(文化芸術創造拠点形成事業費) △70,000千円 | | | |
| | 基幹系業務システム保守・運用 | 1,366,526 | △ 104,035 | 1,262,491 |
| | 基幹系業務システムのクラウド利用料の実績による減 | | | |
| | 行政情報システム標準化対応 | 1,360,246 | △ 894,626 | 465,620 |
| | 税務システム標準化のスケジュールの変更による減 | | | |
| | GovTech東京利用経費 | 29,596 | △ 7,451 | 22,145 |
| | 電子決済サービス利用の実績による減 | | | |
| | AI・RPAによる業務効率化の推進 | 98,533 | △ 24,148 | 74,385 |
| | RPA(作業をコンピュータが代行する自動化技術)導入の実績による減 | | | |
| | 総合防災訓練 | 5,839 | △ 5,336 | 503 |
| | 実施手法の変更による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------------------|---|-----------|-----------|---------|
| 民生費 | 福祉総合システム維持管理 | 288,733 | △ 31,456 | 257,277 |
| | 福祉総合システム標準化対応の実績による減 | | | |
| | 寿商品券等贈呈 | 95,281 | △ 5,720 | 89,561 |
| | 寿商品券贈呈の実績による減 | | | |
| | 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 (ハイリスクアプローチ) | 20,576 | △ 9,450 | 11,126 |
| | 実施方法の変更による減 | | | |
| | 養護老人ホーム等入所措置 | 433,779 | △ 69,149 | 364,630 |
| | 養護老人ホーム入所措置数の実績による減 | | | |
| | 高齢者配食サービス | 119,522 | △ 5,078 | 114,444 |
| | 配食サービスの利用実績による減 【特定財源】都支出金(高齢社会対策費) △2,539千円 | | | |
| | 社会福祉法人等運営助成 | 234,972 | △ 136,072 | 98,900 |
| | 介護事業運営費補助金の申請実績による減 | | | |
| | 高齢者補聴器購入費助成事業 | 49,496 | △ 16,805 | 32,691 |
| | 高齢者補聴器購入費助成の申請実績による減 【特定財源】都支出金(高齢社会対策費) △8,403千円 | | | |
| | 南青山一丁目福祉施設整備 | 1,116,649 | △ 144,113 | 972,536 |
| | 南青山一丁目福祉施設整備に対する補助金の実績による減 【特定財源】都支出金(地域密着型サービス等整備推進事業費) △34,458千円 都支出金(認知症高齢者グループホーム整備促進事業費) △20,689千円 | | | |
| | 障害者グループホーム支援 | 86,224 | △ 20,259 | 65,965 |
| 障害者グループホーム運営費補助金の申請実績による減 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | |
|-----------------------------|------------------------------|-----------|------------|-----------|--|
| 民生費 | 障害者（児）日中一時支援事業 | 27,701 | △ 8,406 | 19,295 | |
| | 日中一時居場所提供事業の利用実績による減 | | | | |
| | 【特定財源】国庫支出金（障害者福祉費） | | | △4,203千円 | |
| | 都支出金（障害者福祉費） | | | △2,101千円 | |
| | 学童クラブ児童見守りシステム | 68,956 | △ 10,369 | 58,587 | |
| | 学童クラブ児童見守りシステム移設手法の見直しによる減 | | | | |
| | 保育施設整備支援事業 | 451,496 | △ 72,490 | 379,006 | |
| | 認可保育所等設置支援事業費補助金の申請実績による減 | | | | |
| | 【特定財源】都支出金（待機児童解消支援費） | | | △10,031千円 | |
| | 都支出金（保育所設置促進費） | | | △40,111千円 | |
| | 保育士等宿舍借り上げ支援事業 | 1,219,132 | △ 111,833 | 1,107,299 | |
| | 保育従事職員宿舍借り上げ支援事業補助金の申請実績による減 | | | | |
| | 【特定財源】国庫支出金（保育対策総合支援費） | | | △23,673千円 | |
| | 都支出金（保育従事職員宿舍借り上げ支援費） | | | △33,281千円 | |
| | 保育力向上支援事業 | 23,332 | △ 3,459 | 19,873 | |
| 不適切保育相談対応の相談実績による減 | | | | | |
| 【特定財源】国庫支出金（子ども・子育て支援体制整備費） | | | △864千円 | | |
| 都支出金（子ども家庭支援費） | | | △1,155千円 | | |
| 医療的ケア児・障害児保育支援 | 331,299 | △ 29,233 | 302,066 | | |
| 区立保育園に対する保育士の人材派遣の実績による減 | | | | | |
| 児童手当 | 3,647,200 | △ 501,045 | 3,146,155 | | |
| 児童手当の支給実績による減 | | | | | |
| 【特定財源】国庫支出金（児童手当費） | | | △343,216千円 | | |
| 都支出金（児童手当費） | | | △74,656千円 | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|---|-----------|-----------|-----------|
| 民生費 | 母子生活支援施設入所事業 | 29,338 | △ 15,550 | 13,788 |
| | 入所実績による減 【特定財源】国庫支出金（児童入所施設措置費等） △7,776千円 | | | |
| | 住民税非課税世帯等生活支援給付金 | 1,138,099 | △ 349,176 | 788,923 |
| | 住民税非課税世帯等生活支援給付金の実績による減 【特定財源】都支出金（地方創生臨時交付金） △349,176千円 | | | |
| 衛生費 | 診療所等オンライン資格確認システム導入支援事業 | 15,507 | △ 11,417 | 4,090 |
| | 国の補助制度終了に伴う交付申請の実績による減 | | | |
| | AED配備・管理 | 31,164 | △ 7,947 | 23,217 |
| | スマートポールの設置に伴う事業方針の変更による減 | | | |
| | 予防接種事業 | 2,515,348 | △ 185,976 | 2,329,372 |
| | 新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害救済給付の申請実績による減 【特定財源】国庫支出金（新型コロナウイルスワクチン予防接種健康被害給付費） △185,976千円 | | | |
| | お口の健康診査 | 421,904 | △ 5,304 | 416,600 |
| | お口の健診の受診実績による減 | | | |
| | 肺がん検診 | 210,001 | △ 13,932 | 196,069 |
| | 肺がん検診の受診実績による減 | | | |
| | 喉頭がん検診 | 29,628 | △ 14,643 | 14,985 |
| 喉頭がん検診の受診実績による減 | | | | |
| 産業経済費 | 創業・スタートアップ支援事業 | 120,000 | △ 10,000 | 110,000 |
| | 創業・スタートアップ支援事業補助金の申請実績による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | |
|---------------|--|-----------|-----------|------------------------|--|
| 産業 経済 費 | にぎわい商店街事業 | 213,862 | △ 26,348 | 187,514 | |
| | 商店街活性化事業補助金の申請実績による減 【特定財源】都支出金（商店街支援費） | | | △10,164千円 | |
| 土木 費 | 高輪地区道路・側溝等維持管理 | 74,106 | △ 16,600 | 57,506 | |
| | 白金二丁目道路維持工事の実施主体の変更による減 | | | | |
| | 芝地区公衆便所維持管理 | 26,644 | △ 7,780 | 18,864 | |
| | 天徳寺脇公衆便所撤去工事の実績による減 | | | | |
| | 麻布地区歩道整備 | 166,848 | △ 36,778 | 130,070 | |
| | 麻布十番一・二丁目道路整備工事の実績による減 | | | | |
| | 麻布地区橋りょうの整備 | 388,003 | △ 55,908 | 332,095 | |
| | 五之橋道路整備工事の実績による減 | | | | |
| | 都市計画道路整備 | 2,689,644 | △ 121,992 | 2,567,652 | |
| | 都市計画道路整備の実績による減 【特定財源】国庫支出金（社会資本整備総合交付金） 都支出金（都市計画交付金） | | | △82,597千円 △10,320千円 | |
| | 都市計画公園整備 | 241,658 | △ 171,505 | 70,153 | |
| | 都市計画公園整備の実績による減 【特定財源】都支出金（都市計画交付金） | | | △45,249千円 | |
| | 麻布地区公園管理運営 | 271,450 | △ 36,893 | 234,557 | |
| | 有栖川宮記念公園池ポンプ取替工事の実績による減 | | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|---|-----------|-------------|-----------|
| 土木費 | 麻布地区快適な公園トイレの整備 | 21,450 | △ 15,661 | 5,789 |
| | 有栖川宮記念公園における遺跡発掘調査の実績による減 | | | |
| | 浜松町二丁目地区市街地再開発事業支援 | 5,078,000 | △ 2,069,995 | 3,008,005 |
| | 国庫支出金の交付実績による減 【特定財源】国庫支出金（社会資本整備総合交付金） △2,069,995千円 | | | |
| | 連続立体交差事業 | 1,670,887 | △ 110,000 | 1,560,887 |
| | 京浜急行本線の連続立体交差事業の区負担金の減 【特定財源】都支出金（都市計画交付金） △27,500千円 | | | |
| | 虎ノ門一丁目東地区市街地再開発事業支援 | 85,800 | △ 44,812 | 40,988 |
| | 国庫支出金の交付実績による減 【特定財源】国庫支出金（社会資本整備総合交付金） △22,406千円 都支出金（都市計画交付金） △5,606千円 | | | |
| | 建築物耐震改修等促進 | 1,049,267 | △ 214,151 | 835,116 |
| | 建築物耐震改修等助成の実績による減 【特定財源】国庫支出金（社会資本整備総合交付金） △112,810千円 国庫支出金（地域防災拠点建築物整備緊急促進費） △33,773千円 都支出金（耐震化促進費） △24,592千円 | | | |
| | がけ・擁壁改修助成 | 88,640 | △ 54,600 | 34,040 |
| がけ・擁壁改修助成の実績による減 | | | | |
| 教育費 | 就学事務 | 26,218 | △ 5,095 | 21,123 |
| | 学事事務システムの標準化対応に係るスケジュールの変更による減 | | | |
| | 私立幼稚園保育料等給付 | 524,138 | △ 33,615 | 490,523 |
| | 私立幼稚園等に通う園児の保護者に対する給付実績による減 【特定財源】国庫支出金（幼稚園費） △16,807千円 都支出金（幼稚園費） △8,404千円 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|--|-----------|-------------|-----------|
| 教育費 | 特別支援学級スクールカー送迎 | 197,886 | △ 4,000 | 193,886 |
| | 特別支援学校等に在籍する児童・生徒の送迎実績による減 | | | |
| | 医療的ケア児の支援 | 68,839 | △ 9,996 | 58,843 |
| | 区立学校への看護師の配置実績による減 【特定財源】国庫支出金（教育支援体制整備費） | | | |
| | 教科用図書事務 | 109,345 | △ 4,785 | 104,560 |
| | 指導書の購入実績による減 | | | |
| | 小学校就学援助 | 90,399 | △ 48,292 | 42,107 |
| | 就学援助の給付実績による減 | | | |
| | 小学校教職員等検診事業 | 22,840 | △ 4,290 | 18,550 |
| | 区立小学校教職員の定期総合等健康診断の実績による減 | | | |
| | 御田小学校改築 | 5,068,613 | △ 36,758 | 5,031,855 |
| | 工事監理の実施内容変更による減 | | | |
| | 中学校施設改修 | 843,145 | △ 12,452 | 830,693 |
| | 高松中学校設備改修工事監理等業務委託の未執行による減 | | | |
| | 中学校就学援助 | 95,386 | △ 33,739 | 61,647 |
| 就学援助の給付実績による減 | | | | |
| 諸支出金 | 国民健康保険事業会計繰出金 | 4,653,765 | △ 1,336,159 | 3,317,606 |
| | 国民健康保険事業会計の歳入歳出予算の補正に伴う繰出金の減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------|---|-----------|----------|-----------|
| 諸支出金 | 後期高齢者医療会計繰出金 | 2,503,694 | △144,669 | 2,359,025 |
| | 後期高齢者医療会計の歳入歳出予算の補正に伴う繰出金の減 【特定財源】都支出金(後期高齢者医療保険基盤安定費) | | | △7,462千円 |

(2) 繰越明許費補正の説明

(追加)

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 金額 |
|-----|--|-------|
| 衛生費 | 健康管理システム維持管理 | 1,969 |
| | 妊婦支援給付金に係る健康管理システムの改修が令和7年度に及ぶため、その経費と財源を繰り越します。 | |

(3) 債務負担行為補正の説明

(追加)

(単位:千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|---|--------------|---------|
| 南麻布一丁目都営地賃借 | 令和7年度～令和30年度 | 97,319 |
| 南麻布一丁目都営地の賃借が令和30年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。 | | |
| 青山生涯学習館等賃借 | 令和7年度～令和17年度 | 110,000 |
| 青山生涯学習館等の賃借が令和17年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。 | | |
| 青南小学校屋外運動場拡張部分賃借 | 令和7年度～令和17年度 | 28,556 |
| 青南小学校屋外運動場拡張部分の賃借が令和17年度に及ぶため、債務負担行為を設定します。 | | |

(変更)

(単位:千円)

| 事項 | 期間 | 限度額 |
|--|-------|---------|
| 芝浦橋塗替 | 令和7年度 | 136,633 |
| 芝浦橋塗替塗装工事における工事内容の追加に伴い、工事費が増額となるため、限度額を変更します。 | | |

2 議案第30号 令和6年度港区国民健康保険事業会計補正予算（第2号）

(1) 補正額の説明

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|--|------------|-----------|------------|
| 総務費 | 国民健康保険料賦課 | 26,222 | △ 6,560 | 19,662 |
| | 国民健康保険料関連帳票印刷・印字・封入封緘委託の契約落差による減 | | | |
| | 国民健康保険料徴収 | 85,136 | △ 6,056 | 79,080 |
| | 国民健康保険料の電話・窓口等対応業務委託の契約落差による減 | | | |
| | 国民健康保険事業運営 | 551,023 | △ 427,567 | 123,456 |
| | 国保システム標準化対応延期による減 | | | |
| 保険給付費 | 一般被保険者療養給付 | 12,283,787 | △ 726,197 | 11,557,590 |
| | 一般被保険者の療養給付費の実績による減 【特定財源】都支出金（普通交付金） △726,243千円 | | | |
| | 審査支払手数料 | 71,440 | △ 4,048 | 67,392 |
| | 審査支払手数料の実績による減 【特定財源】都支出金（普通交付金） △2,737千円 | | | |
| | 一般被保険者高額療養費支給 | 1,765,054 | △ 191,091 | 1,573,963 |
| | 一般被保険者高額療養費支給の実績による減 【特例財源】都支出金（普通交付金） △191,091千円 | | | |
| 事業費 国民健康保険納付金 | 一般被保険者医療給付費分納付金 | 7,476,756 | △ 97,518 | 7,379,238 |
| | 国民健康保険事業費納付金（一般被保険者医療給付費分納付金）の実績による減 | | | |

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|--|-----------|---------|-----------|
| 国民健康保険事業費納付金 | 一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金 | 2,448,327 | △ 6,012 | 2,442,315 |
| | 国民健康保険事業費納付金（一般被保険者後期高齢者支援金等分納付金）の実績による減 | | | |
| 諸支出金 | 保険給付費等交付金償還金 | 1 | 207,655 | 207,656 |
| | 令和5年度分等の保険給付費等交付金の返還に要する経費を計上します。 | | | |
| | その他償還金 | 101 | 173 | 274 |
| | 令和5年度分等の国庫支出金の返還に要する経費を追加します。 | | | |

3 議案第31号 令和6年度港区後期高齢者医療会計補正予算（第1号）

(1) 補正額の説明

(単位:千円)

| 款 | 事業名 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---|-----------|----------|-----------|
| 総務費 | 後期高齢者医療保険料収納 | 157,189 | △ 12,879 | 144,310 |
| | 後期高齢者医療保険料システムの標準化に向けた要件整理及び環境構築委託の契約落差による減 | | | |
| 広域連合負担金 | 東京都後期高齢者医療広域連合負担金 | 6,507,678 | 278,370 | 6,786,048 |
| | 東京都後期高齢者医療広域連合負担金を追加します。 | | | |